

日本籍船舶における燃料油採取位置の指定の適用に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
(日本籍船舶用)

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料油中に含まれる硫黄分濃度の上限値を規定している他、2022 年 4 月 1 日以降、総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する船舶にあつては、船上で使用される燃料油採取位置が要求されており、本会も既に当該要件を関連規則に取り入れている。

一方、日本籍船舶にあつては、燃料油採取位置に関する対象船舶の適用などについて、国海環第 152 号（2022 年 3 月 22 日付）が発行された。

このため、当該国海環第 152 号に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

国海環第 152 号に基づき、燃料油採取位置の指定の適用に関する規定を改めた。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所*

- 1. ~~2022 年 4 月 1 日以降に建造開始段階にあり~~以下のいずれかに該当する船舶であり、~~且つ~~かつ、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、本会が適当と認める指針を考慮し本船上で使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置を指定しなければならない。
 - (1) 2022 年 4 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶
 - (2) 2022 年 4 月 1 日前に建造開始段階にあり、かつ、2022 年 4 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶
- 2. ~~2022 年 4 月 1 日前に建造開始段階にある~~引き渡しが行われる船舶にであり、~~且つ~~かつ、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、2023 年 4 月 1 日以降の最初の定期検査までに、前-1.に規定する採取位置を指定しなければならない。
- 3. 前-1.及び-2.の要件は、船舶の推進又は運航のための燃焼を目的とする低引火点燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。